

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		卸売販売業の許可
根拠条例・規則名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
条 項		第24条第1項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市薬局等許可の審査基準及び指導基準
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和3年9月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	11日
	設定等年月日	平成22年2月24日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		